

(1) 競技規則の変更

(1) 競技規則の構成の変更

WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION

I RULES APPLICABLE TO ALL AQUATICS DISCIPLINE

(全種別適用規則)

II SWIMMING RULES (競泳競技規則) ※SWの表記なし

III OPEN WATER SWIMMING RULES

IV DIVING RULES

V HIGH DIVING RULES

VI WATER POLO RULES

VII ARTISTIC SWIMMING RULES

VIII MASTERS RULES

旧

総 則

本規則は、国際水泳連盟 (FINA: Federation International de Natation) 競泳競技規則 (以下「FINA規則」という) にのっとり制定した。(公財) 日本水泳連盟 (JASF: Japan Swimming Federation) 以下「本連盟」という) ならびに本連盟の加盟団体 (以下「加盟団体」という) が主催する競技会 (公式競技会) と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会 (公認競技会) を対象として適用される。

本規則条項文の末尾記載の() 書きは、本規則制定の根拠としたFINA規則の条項である。

SW Swimming Rules (競泳競技規則)

GR General Rules (一般規則)

FR Facilities Rule (施設規則)

新

総 則

本規則は、**世界水泳連盟連盟競技会規程 (WORLD AQUATICS COMPETITION REGULATION) の I ならびに II (下記参照)** にのっとり制定した。(公財) 日本水泳連盟 (JASF : Japan Swimming Federation) 以下「本連盟」という) ならびに本連盟の加盟団体 (以下「加盟団体」という) が主催する競技会 (公式競技会) と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会 (公認競技会) を対象として適用される。

I Rules Applicable to all Aquatics Disciplines (全水泳競技共通規則)

II Swimming Rules (競泳競技規則)

なお本規則条項文の末尾記載の() 書きは本競技規則制定の根拠とした**世界水泳連盟競技会規程**条項である。番号のみの記載はII、初めにIが付いているものはIの条文番号である。

※FINA→World Aquaticsに伴う変更
※条項の表記の変更

旧

第1条

3 競技会を運営・統括するための競技役員として次の役職と人数を置く。(SW1.2)

審判長	1名
機械審判	1名
泳法審判員	4名
出発合図員	2名
折返監察主任	2名(プールの両端に各1名)
折返監察員	各レーンの両端に1名
記録主任	1名
招集員	2名
通告員	1名

また必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員を置くことができる。(SW1.2.1)

新

第1条

3 **競技会の主催者は、必要十分な競技役員を指名し、競技会の公平性・完全性・安全性を確保しなければならない。(1.2)**

※審判長以下役職の削除(手引きに掲載)
SWの削除
以下SWは削除

旧

4 自動計時審判装置（以下「全自動装置という」）を使用できない競技会においては、

- ・ 計時主任
- ・ 1レーン1名の計時員
- ・ 1名の補助計時員

を置かなければならない。（SW1.2.2）

5 全自動装置またはデジタルストップウォッチ（以下「ストップウォッチ」）を使用できない競技会においては、着順審判主任と着順審判員を置くことができる。（SW1.2.3）

新

4 自動計時審判装置（以下「全自動装置という」）を使用できない競技会においては、**可能な限り、1レーンに最低1名の計時員、時計の不具合に備えて1レーン1名の補助計時員を置く。各レーン3名の計時員を置くことが望ましい。（1.2.2）**

5 全自動装置または**ストップウォッチ**を使用できない競技会においては、着順審判主任と着順審判員を置くことができる。（1.2.3）

※原文では“watch”に変更されているが、「ストップウォッチ」とした。

8 実行委員会は、予選・準決勝・決勝に際して、選手が順守すべき入場方法・心構えを、招集所を出るまでに明確にしなければならない。（1.5）

※追加

旧

第2条 競技役員

1 審判長

(5) 競技の開始は、

- ① ホイッスルを短く連続して吹き、競技の準備をするように指示する。次に、ホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。
(SW2. 1. 5)

(6) 出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。
(SW2. 1. 6)

新

第2条 競技役員

1 審判長

(5) 競技の開始は、

- ① **全ての選手が衣服を脱いだら、ホイッスルを短く連続して吹き、競技の開始を知らせてスタート台に誘導し、次にホイッスルを長く引き延ばして吹き、スタート台に上がらせる。**
(2. 1. 5)

※ホイッスルのタイミング

(6) 出発合図が発せられる前の失格の判定は、審判長と出発合図員の両者によって行われる。**自動審判装置が使用できる場合は、失格を確定するために用いられる。** (2. 1. 6)

(8) 違反は口頭で審判長に伝えなければならない。違反が確定したら、競技役員が種目・レーンナンバー・違反の内容を記述し、審判用紙を完成する。 (2. 1. 8)

※追加

旧

新

(9) リレー競技において、前の競技者が壁にタッチした際に、次の競技者の足がスタート台に接しているかどうか判断することを、審判長は競技役員に命じなければならない。全自動審判装置が引き継ぎ違反を判定できる場合は、第13条1に従う。(2.1.9)

※追加

2 機械審判 (SW2.2)

(1) ビデオ計時装置の審査を含む全自動装置の監督を行う。(SW2.2.1)

(5) 競技者の棄権、公式様式への記入結果、樹立された全ての新記録を一覧表にする。必要があれば得点を管理する。(SW2.2.5)

2 機械審判 (2.2)

(1) 全自動審判装置の操作を監督する。(2.2.1)

※文言変更

(5) 機械審判は

- ・ 予選、準決勝後の棄権を管理する
- ・ 公式様式に結果を記入する
- ・ 樹立された全ての結果を一覧にする
- ・ 必要あれば得点を管理する

(2.2.5)

※内容変更なし、World Aquatics規則が箇条書きになったので、それに合わせた

旧	新
<p>3 出発合図員 (SW2. 3)</p>	<p>3 出発合図員 (2. 3) (5) その権限の範囲内で認められたいかなる違反も 審判長に報告しなければならない。 (2. 3. 5) ※追加</p>
<p>4 招集員 (SW2. 4)</p> <p>(1) 競技に先立ち、競技者の点呼を行う。 (SW2. 4. 1)</p> <p>(2) 競技者に宣伝・広告の規則に違反があっ た場合、点呼の際に競技者が不在の場合は審 判長に報告する。 (SW2. 4. 2)</p>	<p>4 招集員 (2. 4)</p> <p>(1) 競技に先立ち、競技者を集合させる。 (2. 4. 1)</p> <p>(2) 以下の場合に審判長に報告しなければならない。 ・ 競技者に水着・広告の規則に違反があった場合 ・ 点呼の際に競技者が不在の場合 (2. 4. 2) ※文言変更</p>
<p>6 折返監察員</p> <p>(5) バックストロークレッジを使用する場合 は、設置、取り外しを行う。 (SW2. 6. 5)</p>	<p>6 折返監察員 (2. 6)</p> <p>(5) バックストロークレッジを使用する場合は、設 置・取り外しを行う。設置したら、レベルを0に しなければならない。 (2. 6. 5) ※追加</p>

旧

(9) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。(SW2.6.9)

7 泳法審判員

(9) 泳者の違反を監察した場合は、審判用紙に種目・レーン・違反等の内容を記入し、署名の上、審判長に提出する。(SW2.7.3)

9 計時員 (SW2.9)

(1) 第11条3 (SW11.3) に従って時間を計測する。使用される時計は、本連盟または加盟団体によって完全に調整されたものとする。(SW2.9.1)

新

(9) **その権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。(2.6.9)**

※権限の明確化。違反を発見したときの動き

7 泳法審判員

(9) **その権限の範囲内で、違反を審判長に報告する。(2.7.3)**

※権限の明確化。違反を発見したときの動き

9 計時員 (2.9)

(1) 第11条3 (11.3) に従って時間を計測する。(2.9.1)

※「使用される、、、とする」の削除

旧

12 記録員 (SW2.12)

(1) 記録主任は、コンピュータで出力した結果帳票および審判長から受理した各競技の決定時間、着順の結果を確認し、審判長と連署する。

(SW2.12.1)

(2) 記録員は競技の棄権者を管理する。競技結果を公式の書式に載せ、新記録の一覧表を作成する。必要に応じて得点を管理する (SW2.12.2)

新

12 記録主任 (2.12)

(1) コンピュータで出力した結果帳票および審判長から受理した各競技の決定時間・着順の結果を確認し、審判長と連署する。 (2.11.1)

13 記録員 (2.13)

(1) 旧 12 (2) を移動 (2.13.1)

※元々「記録員」の中に、「記録主任」と「記録員」に対する説明がなされていたが、それぞれ独立した項目となった。

4 ビデオ審判主任 (2.14)

※ビデオ審判装置を使用する場合

(1) ビデオ審判員が、競技中、担当の場所で義務を果たしているか監督しなければならない。

(2.14.1)

(2) ビデオ審判員から報告された全ての違反を見直し、確認しなければならない。 (2.14.2)

(3) 審判長から報告された全ての違反を見直し、確認しなければならない。 (2.14.3)

(4) ビデオ審判によって確認できた違反を審判長に報告しなければならない。 (2.14.4) ※追加

旧	新
	<p>15 ビデオ審判員 (2.15) ※ビデオ審判装置を使用する場合 (1) 泳法規則が順守されているか確認し、折り返しとゴールタッチを監察する。(2.15.1) (2) 監察された違反をビデオ審判主任に報告しなければならない。違反が確定したら審判用紙に記入する。(2.15.2) ※追加</p>
<p>13 競技役員の判断 (SW2.15, GR7.5)</p> <p>(2) 競技者の過ちが競技役員によって引き起こされた場合は、その過ちは取り消される。 (GR7.5)</p>	<p>16 競技役員の判断 (2.16)</p> <p>※項目番号変更</p> <p>※削除 I に記載なし</p>

旧

第3条 競技の組み合わせ (SW3)

1 全ての参加者は、事前に公表された期間にベストタイムを提出しなければならない。

11 B決勝・準決勝、決勝において棄権者が出た場合、その補充は、予選あるいは準決勝の記録の順位で決定される。競技は再組み合わせを行い、公表される。(SW3.2.4)

新

第3条 競技の組み合わせ (3)

1 全ての参加者は、事前に公表された**期間の**ベストタイムを提出しなければならない。

6 10レーンを使用できるプールでは、決勝進出において、リレーを含む400m以上の種目において8位が同タイムの場合は、8レーン、9レーンを使用することができる。8位に同タイムが3名(チーム)いる場合は、8レーン、9レーン、0レーンを、使用することができる。レーンの配置は抽選で決定する。4人(4チーム)以上の同タイムの選手(チーム)に対しては、予選、準決勝ではスイムオフまたは抽選を行う。(3.1.1.7)

※追加 項目番号変更

12 B決勝・準決勝、決勝において棄権者が出た場合、その補充は、予選あるいは準決勝の記録の順位で決定される。**可能であれば**競技は再組み合わせを行い公表される。**(3.2.4)**

※文言の訂正・追加

旧

新

15 種目によっては実行委員会の判断で、タイム決勝で行うことができる。一番速い組は決勝競技で実施される。(3.4)

※追加

第4条 出 発 (SW4)

3 出発合図の前にスタートした競技者は失格となる。

第4条 出 発 (4)

3 出発合図の前にスタートの動作を開始した競技者は失格となる。

第5条 自由形 (SW5)

3 スタート後、折り返し後は、体が完全に水没してもよい距離15mを除き、競技中は泳者の体の一部が水面上に出ているなければならない。壁から15m地点までに頭は水面上に出ているなければならない。

(SW5.3)

第5条 自由形 (5)

3 競技中は泳者の体の一部が常に水面上に出ているなければならない。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没してもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ているなければならない。(5.3)

※背泳ぎと文言を合わせ「折り返しの間」を追加

旧

第6条 背泳ぎ (SW6)

1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を掛けてはならない（プールの縁・タッチ板の上端についても同様とする）。バックストロークレッジを使用する場合は、両足のつま先はタッチ板に接していなければならない。（SW6.1）

3 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ていなければならない。折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。

新

第6条 背泳ぎ (6)

1 出発合図がなされる前、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持っていなければならない。排水溝に足を掛けたり、排水溝の縁に足の指を**掛けたり**してはならない（プールの縁・タッチ板の上端についても同様とする）。バックストロークレッジを使用する場合は、**両足共、少なくとも一本の指は**タッチ板に接していなければならない。（6.1）

※解釈として2019年に出されたもの

3 競技中は、泳者の体の一部が常に水面上に出ていなければならない。**ゴール直前、頭の一部が5mのマークを過ぎれば、ゴールタッチ時に身体が完全に水没してもよい。**折り返しの間、スタート後・折り返し後の壁から15m以内の距離では体が完全に水没していてもよいが、壁から15m地点までに、頭は水面上に出ていなければならない。（6.4）**※規則変更追加**

旧

4 折り返しを行っている間に、体の一部が自レーンの壁に触れなければならない。(SW6.4)

5 ゴールタッチの際、泳者はあおむけの姿勢で自レーンの壁に触れなければならない。(SW6.5)

第7条 平泳ぎ

2 スタート後と折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足の蹴りをこの順序で行う組み合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に左右対称に行わなければならない、交互に動かしてはならない。(SW7.2)

新

4 折り返しを行っている間に、**体の一部が壁に**触れなければならない。
※「自レーンの」の削除

5 ゴールタッチの際、泳者はあおむけの**姿勢で壁に**触れなければならない。(6.5)
※「自レーンの」の削除

第7条 平泳ぎ(7)

2 スタート後と折り返しの後の最初の一かきの始まりから、体はうつぶせでなければならない。折り返し動作中は、壁に手がついた後、うつぶせ状態でなくてもよいが、足が壁から離れたときには、うつぶせ状態でなければならない。競技開始から、競技を通して泳ぎのサイクルは、1回の腕のかきと1回の足の蹴りをこの順序で行う組み合わせでなければならない。両腕の動作は、同時に**左右対称に**行わなければならない、交互に動かしてはならない。(7.2)

旧

4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時に左右対称でなければならず、交互に動かしてはならない。(SW7.4)

第9条 メドレー競技 (SW9)

1 個人メドレーでは、競技者は次の順序によって泳がなければならない。

(1)バタフライ (2)背泳ぎ (3)平泳ぎ (4)自由形
それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。

(SW9.1)

新

4 泳ぎの各サイクルの間に頭が水面上に出なければならない。両脚の動作は、同時に**左右対称**でなければならず、交互に動かしてはならない。

(7.4)

**※2、4に関しては訳に誤りがあり、「同じ水平面(on the horizontal plane)」というのが、元文にあった。
補足説明で「同じ水平面であることを判断することは非常に難しい」とあり、削除された。**

それぞれの種目を、定められた距離の4分の1ずつ泳がなければならない。**自由形の際に壁から足が離れたときはあおむけの状態であってもよいが、うつぶせの状態になるまでは、バタフライの蹴りも含めていかなる足の蹴りも行ってはならない。**

(9.1)

※2019年に追加された事項。同様の内容が9.2にも記載されている

旧

第10条 競 技 (SW10)

2 競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。(SW10.2)

4 競技者は折り返しの際、各泳法の規則に従い、プールの壁に体の一部を接触させなければならず、折り返しは壁で行わなければならない。歩いたり、プールの底を蹴ることは許されない。(SW10.4)

新

第10条 競 技 (10)

2 競技者は、定められた全距離を泳ぎきらなければならない。関連する競技規則に従って全距離を完泳しない選手は失格となる。(10.2)

3 競技規則第1条第8項(1.5)に示された入場前の手続きを終えて入場した選手は、速やかに水着以外のすべての着衣を脱がなくてはならない。

(10.3) ※追加

5 競技者は折り返しの際、各泳法の規則に従い、プールの壁に体の一部を接触させなければならず、折り返しは壁で行わなければならない。歩いたり、プールの底を蹴ったりすることは許されない。

(10.4)

※文言変更 SW10.3 (3) → 10.4 (4)

旧

8 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着性のあるもの等）を使用したり、着用してはならない。データを収集する目的でのみ、機材や自動データ収集装置を着用することが認められる。自動データ収集装置を泳者にデータや音または信号を送る目的で使用してはならないし、泳者の速力を向上させる目的に使用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。審判長の承認がなければ、身体上のいかなるテープも許されない。
(SW10.8)

新

※第14条に移動し、追加変更

11. リレー競技の引き継ぎはスタート台から行われなければならない。プールデッキから走って飛び込むことは許されない。(10.12)

※追加

旧

第11条 計 時 (SW11)

1 全自動装置は、担当競技役員¹の監督下にあり、計測された時間は順位、ならびに各レーンの時間を決定するのに用いられ、計時員が計測した時間よりも優先される。故障や明らかに不具合が認められた場合、競技者が装置を作動させなかった場合は、ビデオ計時装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。(SW11.1)

3 (3) 3台のストップウォッチのうち、2台だけが時間を計測した場合、その2台の平均時間を公式時間とする。(SW11.3.3)

新

第11条 計 時 (SW11)

1 全自動装置は、担当競技役員¹の監督下にあり、計測された時間は、順位ならびに、各レーンの時間を決するのに用いられ、計時員が計測した時間よりも優先される。故障や明らかに不具合が認められた場合、競者が装置を作動させなかった場合は、ビデオ計時装置または計時員の計測した時間が正式時間となる。**計時装置が計測に失敗した競技において、泳者は泳ぎ直しを要求できる。(11.1)**

※追加

3 (3) 3台のストップウォッチのうち、2台だけが時間を計測した場合、その2台の平均時間を公式時間とする。**平均時間を計算したとき、1/1000秒の単位まで計測可能な場合であっても、1/1000秒の位は切り捨てる。(11.3.3)**

※追加

旧

第12条 記録 (SW12)

2 短水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。(SW12.2)

9 全ての記録は、FINAが承認した水着を着用した競技者のみが樹立できる。(SW12.9)

第13条 全自動装置 (SW13)

4 公式時間は以下のように決定する。(SW13.3)

全自動装置によらない公式時間は、半自動計時装置または3台のストップウォッチの計測による時間となる。(SW13.3.2)

新

第12条 記録 (12)

2 短水路での記録は男女とも、次の種目・距離で認められる。(12.2)

※短水路での4×100m混合リレー競技は、世界記録・世界ジュニア記録の対象とはならない

※混合リレーは4×50mのみ世界記録・世界ジュニア記録の対象であることを追記

9 全ての記録は、World Aquaticsが承認した水着を着用した競技者のみが樹立できる。

(12.9)

※FINA→World Aquatics

第13条 全自動装置 (13)

4 公式時間は以下のように決定する。

(13.3)

全自動装置によらない公式時間は、半自動計時装置または3台のストップウォッチの計測による時間となる。(13.3.2)

※「3台の」の削除

旧

第14条 水着等

1 水着・キャップ・ゴーグルは見苦しくなく、人に不快感を与えるようなものであってはならない。(GR5.1)

2 水着は透けていてはならない。キャップを2枚かぶることは許される。(GR5.2)

3 審判長は、規則に反している水着を着た選手を参加させない権限を持つ。(GR5.3)

新

第14条 水着等

1 条項のみ変更 (I7.1)

2 キャップを2枚かぶることは許される。(I8.5)

※前半の「水着は透けて、、、」はIに記載なし、内容的には1に含まれる内容

※ 削除 Iに記載なし

3 競泳競技の場合 男子の水着はへそから上。ひざから下に伸びてはならない。女子の水着は、首を覆ったり、肩から先、ひざから下に伸びたりしてはならない。水着は繊維素材で作られていなければならない。(15.1)

旧

新

4 競技中にその速力・浮力または耐久力を助けるような道具もしくは水着（例えば、水かきのある手袋・フィン・パワーバンド・粘着性のあるもの等）を使用したり、着用したりしてはならない。データを収集する目的でのみ、機材や自動データ収集装置を着用することが認められる。自動データ収集装置を泳者にデータや音または信号を送る目的で使用してはならないし、泳者の速力を向上させる目的に使用してはならない。ゴーグルは着用してもよい。怪我によって必要な場合、1本または2本の手の指、足の指にテーピングをすることは認められる。審判長の承認がなければその他の身体上のいかなるテープも許されない。(15.2)

※SW10.8からの移動

旧

新

5 全ての記録は、承認された水着が使用された場合にのみWorld Aquaticsによって公認される。World Aquaticsは、研究機関でさらなる分析を行うために、選手に対して世界記録を出した際に着用していた水着を提出するように求めることができる。(15.3)

※追加

旧

第16条 抗議 (GR9.2)

1 競技に関する抗議は、事象発生後30分以内にそのチームの監督または代表者が、文書で審判長に提出する。(GR9.2.1, 9.2.2)

2 抗議は、上訴審判団が設置されている競技会においては上訴審判団によって検討され、設置されていない競技会においては、その競技会を主催する本連盟または加盟団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

新

第16条 抗議 (I13.1)

1 次の場合、競技に関する抗議ができる。

(1) 規則や競技会における規定が、順守されていない場合。

(2) 発生事象が、競技会の主催者や他の競技者によって引き起こされた場合。

(3) 審判長の判断に納得できない場合。ただし、明らかな事実に対する抗議は認められない。

(I13.1.1)

2 抗議は、以下のように抗議書を提出しなければならない。

(1) 所属チームの責任者が

(2) 審判長に対して

(3) 事象発生後30分以内に

(4) 本連盟規定の書式で

(5) 預かり金5万円を添えて

(I13.1.2)

※ 事象発生後30分以内とは、通告員が失格の通告をした時間後30分以内とする。

旧

新

3 競技開始前にあらかじめ予見される事項についての抗議は、審判長の競技開始の合図が発せられる前までに提出されなければならない。

(I 13.1.2)

4 提出された抗議書は、審判長によって検討される。審判長は、抗議を棄却した場合、理由を説明しなければならない。(I 13.1.3)

5 チームの責任者は、審判長の下した判断に不服がある場合は、上訴審判団に申し立てをすることができる。審判長の判断に異議がない場合、預かり金は、本連盟（主催団体）に徴収される。(I 13.1.3, I 13.1.4)

6 上訴審判団は、抗議書の内容を踏まえて、審判長ならびに該当審判員、監察員、その他必要と判断した担当者等から聞き取りをした上で最終的な裁定を行う。上訴審判団が設置されていない大会においては、本連盟もしくは加盟団体に任命された大会総務が裁定をする。競技役員は上訴審判員を兼務することはできない。

旧	新
	<p>7 上訴審判団が下した裁定は、最終のものとなる。裁定結果はチーム責任者に対して説明される。抗議が受理された場合は従前の審判長判断は取り消される。その場合、預かり金は返却される。上訴が棄却された場合、預かり金は本連盟（主催団体）に徴収される。（I 13.1.3）</p> <p>※抗議の手順をWorld Aquatics競技会規程ののっとり、明確化。 2(5)「預かり金」の額をWorld Aquatics競技会規程の500Swiss Francsに合わせる。</p>

旧

第17条 その他

④ 互いに隣接するレーンを仕切るレーンロープは、1本でその直径は5cm以上15cm以下であること。レーンロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。

新

第17条 その他

④ 互いに隣接するレーンを仕切るレーンロープは、1本でその直径は10cm以上15cm以下であること。レーンロープは、壁の両端に接続具によって固定され、水面上にたるむことなく張られていること。

競技会及び海外交流規則 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>(目 的)</p> <p>第1条 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が日本国内で行なう競技会（以下「競技会等」という。）の円滑な運営及び諸外国との水泳競技の交流並びに外国籍競技者の取り扱いについて定める。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目 的)</p> <p>第1条 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が日本国内で行なう競技会（以下「競技会等」という。）の円滑な運営及び諸外国との水泳競技の交流並びに外国籍競技者（日本国籍を有しておらず、かつ、本連盟競技者資格規程に基づく登録をしている競技者を指す。以下同様とする。）の取り扱いについて定める。</p>
<p>(公式競技会及び公認競技会)</p> <p>第3条 本連盟及び本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が主催する競技会等を公式競技会とする。</p> <p>2 別に定める手続きに従って、本連盟または加盟団体により公認された競技会等を公認競技会とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 競技会等</p> <p>(公式競技会及び公認競技会)</p> <p>第3条 本連盟及び本連盟の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が主催する競技会等を公式競技会とする。</p> <p>2 本規則第6条の手続きに従って、本連盟または加盟団体により公認された競技会等を公認競技会とする。</p>

(公式競技会の日程届出)

競技会及び海外交流規則細則から移動

(公式競技会の日程届出)

第4条 加盟団体は、実施しようとする公式競技会の翌年3月末日までの日程を毎年2月末日までに本連盟に届け出なければならない。

2 前項の締切日以降に届け出のあった公式競技会の開催申請については、原則として認めない。

(公式競技会の予選免除)

競技会及び海外交流規則細則から移動

(公式競技会の予選免除)

第5条 公式競技会に出場しようとする者は、つぎに掲げる場合を除き所定の予選競技会を経なければならない。

(1) 前年度日本選手権獲得者が日本選手権水泳競技大会に出場の申込みを行った場合

(2) 別に定める規程等により予選競技会への参加が免除されたとき

(競技会等の公認申請)

競技会及び海外交流規則細則から移動

(競技会等の公認申請)

第6条 本規則第3条第2項にもとづき公認を受けようとする競技会等の主催者は、競技参加者を統括する加盟団体に対し公認申請を行わなければならない。

2 前項の公認申請は、4月1日より翌年3月31日迄に開催されるものを一括して、その年の1月31日までに行わなければならない。

3 公認申請を受けた加盟団体は、公認に先だち2月末日までに本連盟の承認を得なければならない。

(国際競技会の公認申請義務)

第4条 略

2 前項に基づき外国人競技者を招聘する国際競技会並びに海外交流競技会等を実施する場合は、その加盟団体は本連盟を通じ、出場する外国人競技者の競技者資格を確認しなければならない。

(国際競技会の公認申請義務)

第7条 略

2 前項に基づき外国人競技者(日本国籍を有しておらず、かつ、本連盟競技者資格規程に基づく登録をしていない競技者を指す。以下同様とする。)を招聘する国際競技会並びに海外交流競技会等を実施する場合は、その加盟団体は本連盟を通じ、出場する外国人競技者の競技者資格を確認しなければならない。

(棄権料支払の義務)

競技会及び海外交流規則細則から移動

第4章 棄権

(棄権料支払の義務)

第14条 正当な理由無く競技参加権を放棄した場合は、競泳及び飛込種目については、決勝、準決勝もしくは参加資格に制限の有る予選、その他の競技種目については、予選を含む全競技に対し棄権料を所属する加盟団体及びチームの連帯で支払う義務を負う。
2 ただし、前項の棄権理由が、競技会の期間中に会場内で被った傷害による場合は、棄権料支払を免除する。

(棄権に伴う次点者の取り扱い)

競技会及び海外交流規則細則から移動

(棄権に伴う次点者の取り扱い)

第15条 競泳・飛込種目において決勝進出者中に棄権者があったときは、次点者を参加させることができる。

(競技会等への参加条件)

外国籍競技者登録詳細から移動

(4) を削除

第6章 外国籍競技者

(競技会等への参加条件) 外国籍競技者登録詳細から移動

第18条 外国籍競技者で、競技会等に参加できる者は、つぎのとおりとする。

(1) 日本に居住し、日本学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高等学校及び大学(留学生・短期大学以上)に在籍している者

(2) 日本に居住し、入管法による在留資格で企業に勤務している者及びフリーの立場にいる者

(3) 日本に居住し、日本学校教育法第1条に規定する以外の学校に在籍し、日本における競技者登録を完了している者

~~(4) 国際水泳連盟及び日本水泳連盟が主催又は主管並びに公認する国際大会に、それぞれ国を代表し参加を目的として来日した者~~

(外国籍競技者の登録申請)

外国籍競技者登録詳細から移動

(外国籍競技者の登録申請)

第19条 外国籍競技者が日本で競技者登録を申請する場合は、つぎのとおりとする。

(1) 前条第1号、第2号及び第3号に該当する者は競技者登録ができる。ただし、国際水泳連盟規則の条件を充たしている者及び当該本国が許可している者とする

(2) チーム及び登録希望者は、加盟団体並びに本連盟の定める書式により登録申請をすること

(3) 登録に際しては、当該本国の競技者登録資格証明を添付すること

(競技会参加制限)

外国籍競技者登録詳細から移動 (競技会参加制限)

第4条 外国籍競技者の日本国内の競技会等への参加制限は、つぎのとおりとする。

《表》

(競技会参加制限)

第20条 外国籍競技者の日本国内の競技会等への参加制限は、競技会等ごとに競技委員会において定める。

※「表」を削除、「競技会等ごとに競技委員会において定める。」に訂正

競技団体及び競技者登録規程 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>(団体登録)</p> <p>第2条 登録団体は、第一区分と第二区分のいずれか一方に属する。</p> <p>2 第一区分とは学校及び勤務先（事業所）、第二区分とは第一区分以外の任意団体（以下「任意団体」という。）とする。</p> <p>3 勤務先を第一区分として登録する場合の名称は法人名とする。</p>	<p>(団体登録)</p> <p>第2条 前文略</p> <p>3 勤務先を第一区分として登録する場合の名称は法人名とする。ただし、法人名と屋号が異なる場合は屋号での登録もできるが、サービス名やブランド名での登録はできない。</p> <p>4 複数の加盟団体に（一法人が）同一法人名で登録することはできない。事業所名を付すなどし、別団体として区別できるようにしなければならない。</p> <p>5 全国大会等において、異なる加盟団体から同一名称の登録団体が参加した場合、競技会での区別をするための特別な名称を指定することができる。</p>
<p>(競技者登録)</p> <p>第3条 前文略</p> <p>3 前文略 （*水球については別に細則を設ける。）</p> <p>4 第一区分登録は、年度途中で変更することはできない。第二区分登録は、所定の手続きにより、年度途中で変更することができる。</p> <p>後文略</p>	<p>(競技者登録)</p> <p>第3条 前文略</p> <p>3 前文略 （ ）を削除</p> <p>4 第一区分登録は、原則として年度途中で変更することはできない。第二区分登録は、所定の手続きにより、年度途中で変更することができる。</p> <p>後文略</p>

競技者資格規程 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）及び国際水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格規程を定める。</p>	<p>第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）及び世界水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格規程を定める。</p>
<p>(競技者の資格)</p> <p>第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に登録（在日外国人競技者登録も含む。）をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。</p>	<p>(競技者の資格)</p> <p>第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に登録（在日外国人競技者登録も含む。）をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、世界水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。</p>

公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>3、肖像権に関する取扱い</p> <p>(1) 本連盟によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。</p> <p>(2) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。</p> <p>(3) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及びホームページ等で公開されることがあります。</p> <p>(4) その他、主催団体及び開催地実行委員会等に許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがあります。</p>	<p>3、肖像権に関する取扱い</p> <p>(1) 本連盟によって撮影された映像が、中継・録画放送及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。</p> <p>(2) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがあります。また、DVD等に編集され、配付されることがあります。</p> <p>(3) 本連盟によって撮影された写真が、本連盟が発行する媒体やポスター等その他発行物及びインターネット等で公開されることがあります。</p> <p>(4) 開催地実行委員会又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及びインターネット等で公開されることがあります。</p> <p>(5) その他、主催団体及び開催地実行委員会等に許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがあります。</p>

競泳競技会において着用又は携行することができる水泳用品、 用具のロゴマーク等についての取扱規程 新旧対照表

旧	新
<p>(スポンサーロゴマークの取り扱い) 第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。 ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている企業は除く。</p>	<p>(スポンサーロゴマークの取り扱い) 第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。 ただし、タバコ及びビール・ワインソフトアルコール(アルコール度数15%未満)以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている企業は除く。</p>
<p>(スポンサーロゴマークの申請方法) 第4条 スポンサーロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「スポンサーロゴマークの使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し承認を得なければならない。</p>	<p>(スポンサーロゴマークの申請) 第4条 前文略 (2) スポンサーロゴマークは、所定の手続きにより、年度途中で変更、抹消、新規申請をすることができる。</p>
	<p>(登録の期限) 第6条 スポンサーロゴマークの有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 継続して使用する場合も、第4条により再度申請をしなければならない。</p>

【大切なことですから、本欄を読んで必ず守ってください】 新旧対照表

(旧)	(新)
<p data-bbox="168 329 756 372">I 宣伝・広告の媒体について</p> <p data-bbox="155 379 1256 676">本連盟では選手や役員のみなさんが宣伝・広告の媒体とならないように競技会の会場（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）内で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのマークなどについて次のように制限をしています。よく読んで必ず守ってください。</p> <p data-bbox="168 726 667 769">1 ついていてもよいもの</p> <ul data-bbox="206 772 1256 1108" style="list-style-type: none">(1) 自分の氏名、エントリーした所属（チーム・学校・クラブ等）の名称やマーク。(2) 国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称やマーク。(3) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの。(4) 水着・ウェア等のメーカーロゴ・マーク。(5) 事前に届出がされている、スポンサーロゴ。	<p data-bbox="1299 329 1888 372">I 宣伝・広告の媒体について</p> <p data-bbox="1286 379 2390 715">本連盟では選手や役員のみなさんが宣伝・広告の媒体とならないように競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのロゴマーク（商標・商標名の総称）などについて次のように制限をしています。よく読んで必ず守ってください。</p> <p data-bbox="1299 726 1798 769">1 ついていてもよいもの</p> <ul data-bbox="1337 772 2390 1193" style="list-style-type: none">(1) 自分の氏名、エントリーした所属（チーム・学校・クラブ等）の名称・マーク。(2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク。(3) 国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク。(4) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの。(5) 水着・ウェア等のメーカーのロゴマーク。(6) 事前承認を得たスポンサーのロゴマーク。

競技会における監視救護体制について 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>2 競技会におけるライフガードとは</p> <p>(1) 緊急時に対応できる泳力・技術を兼ね備えている者(特に資格は定めない)。</p> <p>(2) ライフガードの役務にあたる間は、他の役職を兼務しないこと(競技役員および補助役員もその間専従であれば従事しても差し支えない)。</p>	<p>2 競技会におけるライフガードとは</p> <p>(1) 緊急時に対応できる泳力・技術を兼ね備えている者(特に資格は定めない)。</p> <p>(2) ライフガードの役務にあたる間は、他の役職を兼務しないこと(競技役員および補助役員もその間専従であれば従事しても差し支えない)。 なお、ライフガードの役職に就く者は、救助法などについて講習会などを定期的に受講し、研鑽を積んでいることが望ましい。</p>
<p>4 競技会におけるライフガードの活動</p> <p>(1) 競技中のメインプール・ダイビングプールでは審判長または進行の指示により活動する。</p> <p>(2) 練習中のサブプールでは、状況に応じ活動する。</p>	<p>4 競技会におけるライフガードの活動</p> <p>(1) 競技中のメインプール・ダイビングプールでは審判長または進行の指示により活動する。</p> <p>(2) 練習中のサブプールでは、状況に応じ活動する。</p> <p>(3) 競技によっては、救命の際など、緊急性が高く、審判長からの指示を待つ猶予がない場合には、救護担当者の判断で対応を開始する。</p> <p>(4) 審判長、進行、その他競技会役員および救護担当者と迅速に連携するために、トランシーバーなどの通信機器を用いるのが望ましい。</p>

プール公認規則 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>第27条 (レーンロープ)</p> <p>② レーンロープブイの直径は50 mm 以上150 mm 以下とする。</p>	<p>第27条 (レーンロープ)</p> <p>② レーンロープブイの直径は0.10m以上0.15m以下とする。 ただし、次回の本規則改訂時までは0.05m以上0.10m未満も可とする。</p>
<p>第28条 (背泳ぎ用標識)</p> <p>② 旗は、等辺の長さが40cm、上辺の長さが20cmの二等辺三角形とし、20cmの辺をロープに固定し、旗の中心相互の間隔は25cmとする。</p>	<p>第28条 (背泳ぎ用標識)</p> <p>② 旗は、等辺の長さが0.4m、上辺の長さが0.2mの二等辺三角形とし、0.2mの辺をロープに固定し、各旗の間の距離は0.25mとする。ただし、次回の本規則改訂時までは旗の中心相互の間隔を0.25mとすることも可とする。</p>

第40条（主要項目）
5. レーンの幅（E） 2.50m

第40条（主要項目）
5. レーンの幅（E） 2.50m

ただし、幅が25mプールにおいては、0、9レーンの幅は2.40mとし、
両レーンの外側にレーンロープを設置すること。

（図の追加）

